

輪島市監査公表第 28 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年11月12日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成25年11月6日（水）門前総合支所地域振興課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

輪島市監査委員 中山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成25年度の監査資料（平成25年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成24年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○第6回禅の里ロードレース in 輪島の開催に向け準備を進めていたが、台風27号の影響（安全性）を考慮し、関係機関と協議し中止となったことは、いたしかたない結果である。禅の里ロードレース実行委員会で、事業費等の精算が完了後、速やかに減額補正をお願いする。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 一般財団法人日本海むら開発公社の物品の管理について

門前総合支所地域振興課の備品台帳を基に、現存物品との照合を行い双方の台帳との統一性を確認し、徹底した管理体制をお願いする。